

令和7年第4回美祢市議会定例会会議録（その1）

令和7年12月2日（火曜日）

1 出席議員

1番	三善庸平	2番	竹下駿
3番	井上敬	4番	石井和幸
5番	山下安憲	6番	末永義美
7番	藤井敏通	8番	戎屋昭彦
9番	杉山武志	10番	秋枝秀稔
11番	岡山隆	12番	三好睦子
13番	山中佳子	14番	竹岡昌治
15番	村田弘司	16番	荒山光広

2 欠席議員 なし

3 出席した事務局職員

議会事務局長	岡崎基代	議会事務局議事調査班長	寺埜真輔
議会事務局庶務班長	中島高輝		

4 説明のため出席した者の職氏名

市長	篠田洋司	副市長	志賀雅彦
教育長	南順子	病院事業管理者	清水良一
代表監査委員	重村暢之	デジタル推進部長	古屋敦子
総務企画部長	佐々木昭治	市民福祉部長	佐々木靖司
建設農林部長	市村祥二	観光商工部長	河村充展
総務企画部理事	梶山英樹	地方創生監	佃侑祐
会計管理者	中嶋一彦	教育委員会事務局長	千々松雅幸
上下水道局長	早田忍	病院事業局管理部長	古屋壮之
消防長	中野秀爾	総務企画部次長	落合浩志
建設農林部次長	中村壽志	総務企画部総務課長	柳瀬勝美
総務企画部行政経営課長	山田豊正		

5 付議事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第11号 損害賠償の額を定めることに関する専決処分について
- 日程第4 議案第87号 令和7年度美祢市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第5 議案第88号 令和7年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第89号 令和7年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第90号 令和7年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第91号 令和7年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第92号 令和7年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第93号 令和7年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第94号 令和7年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第95号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第96号 美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第14 議案第97号 美祢市企業版ふるさと納税基金条例の制定について
- 日程第15 議案第98号 美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第99号 美祢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第17 議案第100号 美祢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第101号 美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第19 議案第102号 美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第103号 美祢市火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第104号 美祢市天然記念物大正洞・景清洞観覧料徴収条例の一部改正について
- 日程第22 議案第105号 美祢市営住宅条例の一部改正について
- 日程第23 議案第106号 美祢市下水道条例等の一部改正について
- 日程第24 議案第107号 美祢市火災予防条例の一部改正について
- 日程第25 議案第108号 美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第109号 美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第110号 美祢市直売所みとうの指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第111号 美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第29 議案第112号 美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第113号 美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第114号 美祢市都市公園の指定管理者の指定について
- 日程第32 議案第115号 字の区域変更について

6 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。ただいまから、令和7年第4回美祢市議会定例会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局から諸般の報告をさせます。岡崎事務局長。

○議会事務局長（岡崎基代君） 報告します。

本定例会に、本日までに送付しているものは、執行部からは、報告第11号の1件、議案第87号から議案第115号までの29件、計30件、事務局からは、会議予定表及び一般質問順序表です。

また、本日配付しているものは、議事日程表（第1号）及び議案付託表の2件です。

報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、配付している日程表のとおりでありますので、御協力願います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、杉山武志議員、秋枝秀稔議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定については、既に送付している予定表のとおりでありますので、御了承願います。

この際、市長から発言の申出がありますので、これを許可します。篠田市長。

〔「市長 篠田洋司君 登壇」〕

○市長（篠田洋司君） 議長のお許しをいただきましたので、美祢線沿線地域公共交通協議会の開催について御報告いたします。

去る10月20日、山口県庁において、山口県副知事、美祢市、長門市及び山陽小野

田市の市長、交通事業者、利用者代表等が出席し、美祢線沿線地域公共交通協議会第1回会議が開催されました。

本協議会は、JR美祢線が担ってきた交通機能の早期回復を図るため、山口県と沿線自治体3市が共同で、美祢線沿線地域公共交通計画の策定及び実施に関する協議を行う組織として設置したものであります。

第1回会議において、事務局である山口県から、運休中のJR美祢線の交通機能をBRTバス高速輸送システムで復旧する方向で計画を策定していくとの説明がありました。

また、11月13日には、本協議会の地域公共交通の利用促進について協議を行う部会を本市で開催したところであります。

今後は、BRTの運行ルートやダイヤなど沿線住民に大きな影響を及ぼす事項を計画に盛り込んでいくことから、本市では、市民の皆様の御意見を伺うため、今月、市内3か所で住民説明会を開催する予定としております。

BRTによる復旧を契機に、本市の地域公共交通の拠点となる美祢駅前広場の再整備に取り組みたいとも考えており、JR西日本に対して、BRTの復旧が新たな地方創生とまちづくりにつながるよう最大限の配慮をお願いしたところであります。

未来に向けた地域公共交通の再生の柱として、BRTを市民の皆様と共に創り上げていきたいと考えておりますので、議員各位及び市民の皆様の引き続きの御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 日程第3、議案第87号から日程第32、議案第115号までを会議規則第35条の規定により一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。篠田市長。

〔市長 篠田洋司君 登壇〕

○市長（篠田洋司君） 本日、令和7年第4回美祢市議会定例会に提出いたしました報告1件、議案29件について御説明を申し上げます。

報告第11号は、損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての報告であります。

これは、令和7年7月27日、秋芳町秋吉地内において、市所有の旧秋芳有線放送

の通信線が断線し、道路上に垂下したことにより、走行中の一般車両に接触し損傷させた事故に伴い、損害賠償の義務が発生したため、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議案第87号は、令和7年度美祢市一般会計補正予算（第7号）であります。

このたびの補正は、人事院勧告に準拠した職員等の給与改定及び人事異動等に伴う人件費など、当初予算の編成後に生じた事由に係る人件費の調整を行うとともに、今後の業務を推進する上で必要な経費を追加し、併せて債務負担行為及び地方債の補正を行うものであります。

まず、歳出から御説明いたします。

総務費では、年度内の退職者に対する退職手当支給に伴う経費及び防災気象情報の見直しに対応するため、全国瞬時警報システム、通称J-アラートの受信機設備の更新経費及び人件費を合わせて9,452万7,000円追加し、民生費では、自立支援医療給付費等事業に係る障害福祉サービスの利用実績増加に伴う必要経費や過年度分国・県補助金等精算返還金のほか、低年齢児の入所増加及び公定価格の増額改定に伴う私立保育園や認定こども園への対応経費、人件費などを追加する一方、国民健康保険事業に関する公費負担額の確定による繰出金の減額など、差引き1億4,078万3,000円を追加しております。

また、人件費に係る補正として、農林費では351万3,000円、消防費では1,742万1,000円を追加する一方、衛生費では608万1,000円、労働費では72万3,000円、商工費では1,390万5,000円、土木費では1,095万5,000円を減額しております。

続いて、教育費では、大嶺小学校の特別支援教室等への空調設備設置に係る必要経費を追加する一方、地域スポーツクラブ活動体制整備事業において、活動実績見込みに対応する必要経費及び人件費を減額し差引き1,517万8,000円減額し、災害復旧費では、8月及び9月の大雨により被災した道路、河川等の災害復旧に係る経費を2,916万8,000円追加しております。

次に、歳入では、国・県支出金、指定寄付金、ふるさと美祢応援基金繰入金などの特定財源を差引き1億1,952万2,000円追加し、普通交付税、前年度繰越金、財政調整基金繰入金などの一般財源を差引き1億2,053万6,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,005万8,000円追加し、

総額を182億1,897万1,000円とするものであります。

次に、債務負担行為の補正であります。

美祢市有線テレビ指定管理料ほか6件を追加しております。

次に、地方債の補正であります。

防災対策事業債を追加し、土木施設単独災害復旧事業債について、限度額の変更を行っております。

議案第88号は、令和7年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、人事院勧告に準拠した職員等の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整を行うとともに、前年度繰越金の確定に伴い予算を調整するものであります。

歳出では、総務費及び保健事業費において、人件費を差引き512万8,000円減額し、歳入では、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業に係る国庫支出金及び前年度繰越金を合わせて426万5,000円追加する一方、公費負担額の確定に伴い、一般会計繰入金及び基金繰入金を合わせて939万3,000円減額しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ512万8,000円を減額し、総額を31億6,804万9,000円とするものであります。

議案第89号は、令和7年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、人事院勧告に準拠した職員の給与改定等に伴う人件費の調整を行うものであり、歳出では、環境衛生事業費において、人件費を27万円追加し、歳入では、一般会計繰入金を同額追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ27万円を追加し、総額を4億4,249万8,000円とするものであります。

議案第90号は、令和7年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、人事院勧告に準拠した職員等の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の調整を行うとともに、今後の業務を推進する上で必要な経費を追加するものであります。

まず、歳出では、総務費において、令和7年度税制改正に対応する介護保険料システム改修経費、人件費を合わせて306万5,000円、地域支援事業費において、人件費を91万2,000円追加する一方、諸支出金において、重層的支援体制整備事業に係る一般会計繰出金を177万2,000円減額しております。

次に、歳入では、介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金の特定財源を合わせて39万6,000円減額する一方、一般会計繰入金を260万1,000円追加しております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ220万5,000円を追加し、総額を32億5,600万円とするものであります。

議案第91号は、令和7年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、前年度繰越金の確定に伴い予算を調整するものであり、歳出において、予備費を89万4,000円追加し、歳入では、繰越金を同額追加するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ89万4,000円を追加し、総額を5億8,849万9,000円とするものであります。

議案第92号は、令和7年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、人事院勧告に準拠した職員の給与改定等に伴う人件費の調整及び浄水施設に係る動力費などの費用等を追加するものであります。

まず、収益的収入において147万9,000円追加し、収入総額を8億8,447万4,000円とする一方、収益的支出において1,721万2,000円追加し、支出総額を8億7,616万1,000円とするものであります。

議案第93号は、令和7年度美祢市下水道事業会計補正予算（第1号）であります。

このたびの補正は、人事院勧告に準拠した職員の給与改定等に伴う人件費の調整として、収益的支出において、公共下水道事業では148万6,000円、農業集落排水事業では52万5,000円をそれぞれ追加し、支出総額を8億198万7,000円とするものであります。

議案第94号は、令和7年度美祢市病院等事業会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正は、業務量及び収入と支出の補正を行うものであります。

まず、収益的収入では、美祢市立病院事業収益を2,860万8,000円追加し、収入総額を45億7,317万2,000円とするものであります。

一方、収益的支出では、美祢市立病院事業費用を9,249万1,000円追加し、支出総額を45億6,296万5,000円とするものであります。

議案第95号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、基幹業務システムに住登外者宛名番号管理機能が導入されるため、当該機能で処理する事務を個人番号の独自利用を行う事務として規定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第96号は、美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

このたびの改正は、人事院勧告に準拠して職員等の給与改定を行うため、関係する3つの条例の一部改正を行うものであります。

まず「美祢市一般職の職員の給与に関する条例」では、民間給与との較差を解消するため、月例給を平均3.62%引き上げる給料表の改正を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を合わせて0.05か月分増額するものであります。

「美祢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」では、期末手当を0.05か月分増額し、「美祢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」では、一般職の職員と同様の給料表の改定体制を行うものであります。

議案第97号は、美祢市企業版ふるさと納税基金条例の制定についてであります。

これは、地域再生法に規定する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連し、企業版ふるさと納税の寄附金を柔軟かつ最大限に活用できるよう、翌年度以降の事業の財源として充てることを可能とするため制定するものであります。

議案第98号は、美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてであります。

このたびの改正は、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等が創設されたことなどに伴い、関係する「美祢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」「美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例」を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第99号は、美祢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてで——について、議案第100号は、美祢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

これは、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業が創設され、本市においても来年度から当該事業を実施するに当たり、認可や運営等の基準を定めるため制定するものであります。

議案第101号は、美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。

これは、図書館複合化施設の建設に伴い、美祢市保健センターが取り壊しとなるため、本年12月末で供用を終了すること及び美東・秋芳地域では各まちづくりセンターの諸室等を使用し各種保健予防事業を実施していますことから、廃止するものであります。

議案第102号は、美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

これは、美祢市農産物加工施設の管理を指定管理者に管理の代行として行わせることができるよう、所要の改正を行うものであります。

議案第103号は、美祢市火入れに関する条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、美祢市火災予防条例を一部改正することに伴い、火入れを中止する気象状況に林野火災注意報及び林野火災警報を加えるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第104号は、美祢市天然記念物大正洞・景清洞観覧料徴収条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、山口県秋吉台青少年自然の家が来年3月31日をもって廃止となることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第105号は、美祢市営住宅条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、美祢市営住宅長寿命化計画に伴い、秋芳町秋吉の福王田団地2戸を解体するため、所要の改正を行うものであります。

議案第106号は、美祢市下水道条例等の一部改正についてであります。

このたびの改正は、災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した事業者による排水設備及び給水装置等に関する工事が実施できるようにするため、関

係する「美祢市下水道条例」「美祢市農業集落排水施設条例」及び「美祢市給水条例」の一部を改正するものであります。

議案第107号は、美祢市火災予防条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、国の準則が一部改正され、林野火災予防の実効性を高める必要性が示されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第108号から議案第114号までは、公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

議案第108号は、美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定について、議案第109号は、美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第110号は、美祢市直売所みとうの指定管理者の指定について、議案第111号は、美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について、議案第112号は、美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について、議案第113号は、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定について、議案第114号は、美祢市都市公園の指定管理者の指定について、以上、7件について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

なお、美祢市有線テレビは、山口ケーブルビジョン株式会社を、鳳鳴地域交流センターは鳳鳴山里会を、直売所みとうは山口県農業協同組合を、美祢市農林資源活用施設は株式会社美東電子を、道の駅おふくは美祢観光開発株式会社を、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターは企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団、美祢市都市公園のうち、秋吉台国際芸術村は公益財団法人山口きらめき財団をそれぞれ指定するものであります。

議案第115号は、字の区域変更についてであります。

これは、秋芳町岩永本郷地内で実施いたしました県営岩永本郷東地区農業競争力強化基盤整備事業の圃場整備に伴い、整備後の区画の確定測量に基づき、字の区域の一部を変更する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました報告1件、議案29件について御説明申し上げましたが、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長 篠田洋司君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） これにて、提案理由の説明を終わります。

これより議案の質疑に入ります。

第3、報告第11号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第11号を終わります。

日程第4、議案第87号令和7年度美祢市一般会計補正予算（第7号）の質疑を行います。質疑はありませんか。秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） 退職手当についてお尋ねいたします。

定年退職については、当初予算で措置されていると思いますが、このたびの1,375万円の退職手当につきましてですね、何人おられるか。

それから年齢を——およその年齢を教えてくださいと思います。

○議長（荒山光広君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 秋枝議員の御質問にお答えいたします。

このたび、退職手当として計上しております補正予算につきましては、2名の職員の額でございます。

年齢的にはですね、ちょっとそれを言うとほぼ特定できますので、ちょっと差し控えさせていただきますけれども、中堅の職員と若手の職員というふうに——の2名でございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） いいですか。秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） じゃあおよそ年代は20代とか40代ぐらいですか。

○議長（荒山光広君） 佐々木総務企画部長。

○総務企画部長（佐々木昭治君） 再質問にお答えをいたします。

議員おっしゃいますように、20代と50代でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第87号は、所管の委員会へ付託します。

日程第5、議案第88号令和7年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第

1号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第88号は、所管の委員会へ付託します。

日程第6、議案第89号令和7年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第89号は所管の委員会へ付託します。

日程第7、議案第90号令和7年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第90号は所管の委員会へ付託します。

日程第8、議案第91号令和7年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第91号は、所管の委員会へ付託します。

日程第9、議案第92号令和7年度美祢市水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第92号は、所管の委員会へ付託します。

日程第10、議案第93号令和7年度美祢市下水道事業会計補正予算(第1号)の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒山光広君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第93号は、所管の委員会へ付託します。

日程第11、議案第94号令和7年度美祢市病院等事業会計補正予算(第2号)の質

疑を行います。質疑はありませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） このたびの議案はですね、2条それから3条、4条と大きく3つに分かれております。2条については、委員会でまたやろうと思えますので省略いたします。

3条についてですね、いわゆる病院事業の収益費用、こういうものが書かれておるわけですが、他の会計とは違いまして、人事院勧告の反映が全くされていないんですね。このことは、なぜそうなっているのかということのお尋ねが1つ、併せて、このたびの補正を組まなかった理由、これをお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 古屋病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（古屋壮之君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

このたび、病院等事業会計補正予算（第2号）において、人事院勧告に準ずる給与改定の影響額というのは盛り込んだものになっておりません。病院事業職員に対し、給与改定を行った場合の影響額としましては約6,000万を見込んでおります。

このたびの給与改正の実施につきましては、現状、経営状況が厳しい中、年末——年度末にかけて多額の費用の支出を控えておるため、管理者、両病院長、看護部長、事務長で構成する経営戦略会議にて、12月補正での対応を一旦保留させていただいたところであります。

現在、新政権下で国の経済対策の一環として、医療・介護等支援パッケージとして補正予算が計上され、医療機関や介護施設への賃上げ、物価上昇に対する支援策が示されておりますけれども、その経済支援規模が明らかになり次第、改めて給与改定の実施について検討することとしております。

しかしながら、このたびは、あくまで国の支援を頼りにしなければならない状況にあります。

また、報道等では、来年度——来年以降におきましても、賃上げ傾向は続く見込みであるとの情報もあります。

来年、診療報酬改定を控えておりますけれども、現状のままでは、今後の対応が困難になることは明らかなどころでございます。自力で対応する——していくためにも収益機会の確保、また、経費の縮減等経営改善対策は急務であることから、速やかに行動計画を策定——実行して——実行し、その効果を得られるように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、お答えをいただいたんですが、もともと人員——人事院勧告の趣旨とといいますか、目的とといいますかね、お分かりになってやっておられるんだらうと思うんですね。

いわゆる人事院勧告をやってる大きな目的、これはですね、職員の皆さんが高い使命感を持って行政職、医療職含めて、その市民サービスをより高いものにしていくためにやったんじゃないんですか。それを例えば診療報酬が上がるだろう。それから、昨日も知事が医療機関が大変疲弊してるということで支援策を何とかしたいと。

いわゆる、ちょっと今御答弁の中にもありましたが、他力本願じゃなくてですね、私は自力で、今の答弁はもう10年間聞いてきたんですよ。10年間聞いてきたにもかかわらず、まだ同じ答えをおっしゃってるわけですね。その辺で、どうやって自力でやっていこうと考えておられるのか。その辺が一番大きな問題だらうと思うんですね。

いわゆる職員の皆さんのモチベーションは僕は下がると思うんですよ。上がることはないと思います。それでどうしても経営大変なときにですね、職員全体のモチベーションが下がるような行動を取られるというのが経営者として、私はやはり大きな問題があるんじゃないかと思うように思うわけでありまして。

もう1つ、7年度末の補填財源6億7,302万2,000円と、いわゆる赤字になって退職給与引当金で賄っているというような状態なんですね。これが補正後もやはりそれぐらいの金額をみておられます。去年は3億ちょっとぐらいだったのが6億幾らになってると。で、今、6,000万とおっしゃったんです。いわゆる人事院勧告を反映したコストアップはですね、6,000万ぐらいだろうという計算なんですね。そうしますと、それでどうしても、キャッシュフローがついてこない中でですね、棚卸資産が2億7,169万2,000円から3億約1,000万——3億1,000万ぐらいの増額を図ってるんですよ。

で、確かに監査のときもお聞きをしました。いわゆる難病患者がいらっしゃるんで、医薬品が高くつくという話はあるんですが、もっと工夫してですね、これを、それでどうしても6,000万に3億幾らということになりますと、やはり1億経費がま

た上がってくるわけですね。しかも、固定資産を増やすということは——ごめんなさい。棚卸資産を増やすということは、それほど資金は硬直化するわけです。

そうした中で、8年度、言い方悪いけど、先の話になるかもしれませんが、本当に予算が組めるのかどうか。それから補填財源残高をどれぐらいみておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 古屋病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（古屋壮之君） お答えさせていただきます。

先ほど、人事院勧告にも準ずる給与改定を行った場合の影響額、こちらのほう6,000万円と申し上げたところであります。

補正予算の2号、補填財源計算書におきましては、現状で——今回の補正の現状では、6億7,300万円程度の補填財源等が必要になるということになっております。

また、先ほど言ったように、6,000万円の収益的収支中で支出のほうに上乗せすることを踏まえますと、6億7,300万円に6,000万を上乗せした8年3月末での補填財源の不足額は7億3,300万円程度が見込まれるところであります。

現状、今、新年度予算の策定に向けて準備を進めておるところでありますけれども、現状、何とか予算のほうを組めるのではないかというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 8年度、何とか予算が組めそうなお話なんですね。私はね、大変な病院はもっと危機感を持っていただきたいなと思ってるんですよ。

というのは、確かに人件費6,000万、これ8年度も引き続き上がっていくだろうなとかいうふうに思います。もっともっと上がっていくのは、医薬費だとか材料費だとかですね、そうしたコストは上がっていくだろうと思うんですね。その辺も加味しながら、これは概算——予算概要書ちょっと見ていただきたいと思うんですね。職員数が423人って書かれてるんですよ。ちょっと横並びに見せていただきましたけど、1名も減そうという意思が出てないんです。もうあれだけ病院が苦しい苦しいって言い続けてきたんですが、職員は自ら血を流そうということは1つもない。ちなみにですね、423人のうち、条例では正職員273人と書かれてるんです。これは、定数条例にそう書かれてます。そうしますと、会計年度職員といいますか、

この方が一体何人と定めてあるんですか、人数が。何か勝手にですね、勝手について言ったら言い方が悪いかもしれませんが、無計画に増やしてるような気がするんですよね。ちなみにですね、消防を例に取ったら悪いんですが、六十数名でやっておられます。確か60名ぐらいでやっておられると思います。

で、私は、医療に携わる方を減せって言ってるんじゃないです。事務員さんが一体何人いらっしゃるのか。その会計年度の——会計任用年——会計年度ですか、その方が一体どれぐらい携わっておられるのか。それをその年度的にですね、どのようにされようと思っておられるのか、その辺のお答えをいただきたいと思います。

○議長（荒山光広君） 古屋病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（古屋壮之君） お答えしたいと思います。

現在、病院事業局として雇用する会計年度任用職員、こちらにつきましては、概要説明資料の2ページのほうへ171人となっておりますけれども、こちらのほうは外来の非常勤医師を含め看護業務、介護業務、そして医事クランク等事務系職員が従事しておるところでございます。

これは、令和3年度より、当時令和2年度まで業務委託として実施しておりました医事クランク業務、こちらにつきましては、会計年度任用職員として直接雇用に変更したところでございます。

定員の管理といたしましては、看護職や介護職、いわゆる医療スタッフに関しましては、各病院、各施設で必要となる看護配置基準等がベースとなって必要数を確保しておるところでございます。

また、医事クランク等事務系職員に関しましては、令和2年度当時業務委託で発注しておりましたけれども、業務委託で示しておいた職員の配置基準、こちらをベースにフルタイム、また、パートタイム混ぜ合わせながら必要な部門、稼働な時間に合わせて確保するように努めております。

先ほど、非常勤医師等を含め171名と申し上げましたが、非常勤医師がそのうちの63名、あと看護職等、医療スタッフに関しては44名、残る64名が事務職員ということになっております。

しかしながら、令和3年度以降、それまで配置しておりました職員のうち診療時間等を——診療日数等も踏まえながら最適化を図るとともにフルタイムからパートタイムへと切り替えるなど、極力人件費の増加を抑えるよう努めておるところでござ

ございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） お答えをお聞きしてもよく分からないんですよね。ただ、事務系が七十——いや63名とおっしゃったんですかね——64ね。決算書は78名と書かれてるんですが、現実には、私が聞いているのは、八十数名って聞いたんですよね。そのうち美東病院の給食の方を引かれ——引いたとしても、78と認識してたんですよね。で、今日64というこういう言い方をされたんです。

実にね、171名の、171名だったですかね——のいわゆる非常勤、私は医師や看護師を減せって言ってるんじゃないんです。事務系がこれだけでもいりますかと言って、何をしてるんですかと。だから、事務系の定数を幾らにお決めになってるんでしょうか。でないとね、やはりこの目標がないとここまで下げるよとか、ここまでは自分たちで血を流してでもやるという姿勢が見えないんですよ。だからお尋ねをしてるんです。その辺もう一度お尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 古屋病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（古屋壮之君） 事務系スタッフ——事務系職員の定数等に関しましてですけれども、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、令和2年度から令和3年度に業務委託から直接雇用に変更した際、その医事クランク等の配置基準——配置につきましては、当時の配置基準をベースにこれまで進めていき——運用してきたところであります。

議員申されるように、明らかに情勢が変わっていく中、こういった形で運用していくかということ踏まえ、定数管理上、改めて定数の設定というのが必要だと考えております。

現在、医事クランクも含め業務内容を全て精査進めながら、いかに今の状況下で最適な人員配置になるかというところも検討を進めております。そういったことを踏まえて、また改めて各部門での定数に関しまして、また定めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員、もう3回超えていますので、できれば、まとめてい

ただければ助かります。

○14番（竹岡昌治君） 1つの質問に3回じゃないんですか。

○議長（荒山光広君） そうです。

○14番（竹岡昌治君） 私、今2つ目、3つ目をようやく今から質問しようかと思うんですが。

○議長（荒山光広君） 3つ目ですね。

○14番（竹岡昌治君） 3つ目です。

○議長（荒山光広君） はい、どうぞ。

○14番（竹岡昌治君） これ、市長にお尋ねをしたいと思うんですね。やっぱり経営資源、人・物・金・情報、これをいかにうまく使って経営をしていくかというのが一番その経営者としての手腕なんです。

病院がですね、キャッシュフローが非常に苦しいというところで、総務省からですか、また、国のほうから融資を受けるということになっても、内部で融通し合っているのを差引きますと、8年度、非常に部長のお話では組めるという——予算が組まれると8年度、という話だったんですが。

いわゆる決算書、9月に我々が決算書を審査して承認はしたんですが、そのときに附帯決議をつけました。で、これに対してのお答えは、恐らく今期の総務企業委員会であろうというふうに予測はしております。

しかしながら、今お聞きしたらですね、あんまり検討されてないような気がするんですね。市長のほうで、その辺の進め方といいますか、指示はどのようになさっているのか。

それから、もう1つは、どうしてもお金が足りない場合に増資をするというお考えがあるかどうか、これお聞きをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

今、市役所内でも病院の体制については、検討、別のところで検証する場を設けております。

おっしゃるように、病院の——市立病院でいうと入院患者数が今まで145、それが138、で、126なって115になったと思います。いわゆる病床数を減らしたということはダウンサイジングをしていかなければなりません。この事務部門のダウンサ

イジングができてないという状況でございます。これは、すぐ附帯決議にも、費用の経費削減ということが決議されたわけでございますので、この決議を本当に重く受け止め、私からは、特に事務部門の管理部門をいかに少なくするか、圧縮するかということは非常に大事だろうと思います。その上で、プランにも掲げているこの検証というのをしっかりやってくれというオーダーを出したところでございます。

増資するという考えでございますけど、まずは、まずは病院内で人件費をどう捻出するのかということを見い出せない、もうこれは際限がないというふうに思っております。確かに、人事院勧告の対応を私としてはしてほしいのはやまやまでございます。

といいますのも、地方公営企業法には、やはり地方公務員法と同じように、均衡の原則であるとか情勢適応の原則、そして条例主義の原則等々あるわけでございますし、地方公営企業法には、当該事業の運営、経営状況を踏まえ、総合的に措置するというふうにならわっているわけでございます。

まずは、外部頼みではなくて、病院内でいかにダウンサイジングするか、経費を圧縮するかということは何よりも先決だろうと思います。そのことが令和8年度予算につながっていくというふうに思っております。

今申しましたように、人事院勧告対応、さきの厚労省の発表では、全国の病院の8割が赤字で赤字率が10%を超えると、公立病院は18%だというふうにも言われているわけでございます。令和6年度決算で見ると、市立病院で約10%、美東病院で6%程度の赤字率でございます。

本当にスタッフは頑張ってるという評価はしてます。ただ、自助努力っていうのも一方で必要なわけでございますので、人事院勧告については、各県内の公立病院でも対応するところと全く対応しないところと、あと、民間病院でも賞与カットというところもあるわけでございます。

非常に医療環境というのは厳しい状況にあります。その状況は我々がまた診療報酬の改定であるとか補助金の創設であるとかは、我々は我々でできることはやっていきます。ただ、その前提は、自助努力は必要だということは私は何度も申し上げておりますし、この場でもそれは申させていただきますと思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、市長の覚悟のほどもお聞きしましたので、詳しいことは、私も総務企業委員会ですので所属しておりますので、その委員会でもう少し深掘りして議論していきたいというふうに思っております。

最後にですね、グリーンヒルのことなんですが、これはちょっと私事も入ってますが、面会時間をいわゆる2週間に10分という話。実は一昨日、私どもの地元13町内の会議がございまして、その席でいろいろ意見が出たんですが、いや昨日から30分になったよとこういう話が出たんです、逆に。私も知らないまんまで話をしまして、その辺の緩和をされたのかどうか、これは、もう確かめるだけでございます。

長い間ですね、私も老々介護中ございまして、家内を入所させようかなと思ったら、仮に5年間預けたとしても、現状なら20時間と10分しか会うときがないんです。5年間で20時間と10分、1日ないんです。そんな状態で入所は諦めました。

したがって、ケアマネもですね——ケアマネさんも、ぜひこの辺を緩和してほしいと、グリーンヒルに進められんと。いわゆる入所する本人だけじゃなくて、家族にも寄り添った気持ちで改善を図っていただきたいし、皆さんがおっしゃるように、昨日から変わったのかどうか、それだけ確かめたいと思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） ちょっと確認をしたいということなんですけども、すぐ分かる。

じゃあ少し休憩します。

午前10時58分休憩

-----  
午前11時00分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。古屋病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（古屋壮之君） 御質問にお答えします。

ちょっと情報不足で御迷惑をおかけしました。12月1日をもって、これまで2週間に1回10分間の面会時間としておったものを、12月1日より1週間に1回、1回の面会時間に関しましては30分に緩和したということになっております。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑はありませんか。三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） お尋ねいたします。所管の委員会におりませんので、総務に

おります——所管の委員会でないのでお尋ねいたします。

タブレットを見ますと、実施計画明細書っていうのがあるわけですが、この13ページを見ますと支出が9,249万1,000円出ています。

内訳を見ますと美東病院——市立——美祢市立病院で材料として——13ページです、薬品費が3,690万円、続いて、診療材料費が1,000万円出ております。これは、何かお尋ねします。

それと、その経費を見ますと、修繕費が700万円なのに、委託料が3,501万9,000円と高額になっておりますが、この説明をお願いいたします。

そして、14ページを見ますと美祢市立——この事業を美祢市立病院のみで、美東病院にはこの事業はありませんが、それについてもお尋ねいたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） 古屋病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（古屋壮之君） 御質問にお答えいたします。

まず、今回、美祢市立病院のほうで薬品費で3,700万円弱、診療材料費で1,000万円を計上しております。

こちらにつきましては、当初見込んでおった薬品費の予算額ではあったんですけども、年度当初より、難病患者の外来治療、また、抗がん剤等を使用したがん治療の患者さん、こちらのほうが増加してきております。そういった難病患者に向けての治療薬品、また、抗がん剤等、かなり一般の医薬品とは異なってかなり高額なものになります。そのため、そういった患者さんが増え——増加したことを受けて、このたび、薬品費の3,690万円ほど追加するものであります。

また、診療材料費の1,000万につきましては、昨年10月より市立病院のほう、手術体制が整えられてきております。それを受けて、本年4月以降も手術件数が増加して、整形外科を中心に手術件数が増加してきております。その手術の際に使用する材料費、こちらのほう、件数の増加に伴い材料費の増加というところを受けて、1,000万円を追加するものであります。

また、3の経費のうち、委託料で3,500万円を計上しております。

こちらにつきましては、一番大きなところで言いますと、今、看護師不足が続いておりますけれども、その不足に対応するために、派遣事業者から看護師の派遣を受けて、その対価として委託料をお支払いしております。そういったところ、かな

り単価としましては、通常の正規職員の人件費に対して大体約2.5倍から3倍の経費を——がかかっておりますため、ここで、委託料のほうに大きく影響しております。

また、市立病院のほうは、給食業務も今業務委託に出しておりますので、給食業務に係る委託料につきましても増加傾向にあるというところで、このたび、委託料のほうは3,500万円程度追加した形になっております。

14ページのほう市立病院・美東病院併記されてますけれども、現状として、予算が不足する病院のほうは現在美祢市立病院だけとなっております。

美東病院のほうは、当初予算、現行の既定予算の中で、現在予算執行が賄われているというところで、美東病院のほうは、今このたびの補正では一切さわっていないというような状況になります。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 聞き逃したのかも分かりませんが、修繕費の700万円は何だったのでしょうか。

○議長（荒山光広君） 古屋病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（古屋壮之君） すみません、ちょっと飛ばしてしまいました。

修繕費で700万円追加しておりますけれども、市立病院のほう、空調設備関係は今かなり老朽化で弱い状況にあります。この夏場の——今年の夏場の猛暑対策というところで、かなり小さいところを修繕で賄ってきておりましたが、現行の当初予算の枠内で若干不足することも想定されるため、このたび、700万円ほど追加させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好睦子議員。

○12番（三好睦子君） 委託料の件ですが、これは、看護師不足について派遣事業者に派遣——看護師さんが不足してるので、派遣事業者に看護師さんをお願いするっていう説明でしたけど、それがこの内訳で何人分ぐらい不足してるのでしょうか。決まってるのかと思ったりもするんですが、この金額の根拠とかお願いできますでしょうか。

○議長（荒山光広君） 古屋病院事業局管理部長。

○病院事業局管理部長（古屋壮之君） 質問にお答えします。

現在、市立病院のほうで派遣看護師を導入しておりますけれども、その大きな要因としては、もともとの看護師の不足、また、途中での産休・育休等での休業状態、そういったところを派遣看護師で補ってきてやっております。

現在、市立病院のほうでは、4名の派遣看護師を導入しておりますけれども、大体1人の1か月の概算でいきますと、大体85万から90万円程度の経費を要するようになります。そういったことを積み上げまして、大体このたびの追加の金額という——派遣看護師だけではありませんけれども、そういったことが一番大きな要因になっておるところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） いいですか。その他質疑はありませんか。末永議員。

○6番（末永義美君） 先ほど来から、病院事業に対して大変厳しい意見が続いてきています。それにおかれては、市長のほうも、市庁舎内で新たな検証部会を立てるというような話を今お聞きしましたが、美祢市のような自治体では、もう公立病院というのは、もうはっきり言って、やるかやらないかだと思っています。

確かに、事務局など、人の多さは目につくところもありましたが、先ほど、同僚議員がおっしゃった十年来同じことの繰り返し、それ以上かもしれません。

その中に、2年前にこちらに在任された清水事業管理者におかれては、大変に御苦労あると思いますが、先ほどのことを聞かれた中で、清水事業管理者として思うところがあれば御発言をお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） 予算に関することですか。

○6番（末永義美君） そうです。

○議長（荒山光広君） 予算に関することね。末永議員。

○6番（末永義美君） これは、議案第94号の予算に関わる問題で、その辺のお金の使い方が大変問題視されてますので、その予算計上を踏まえた中での病院改革についての意見をお聞きしたいと思ってます。

○議長（荒山光広君） 清水病院事業管理者。

○病院事業管理者（清水良一君） 予算に関連した私の今の思いのたけを述べよという末永議員の御質問でございました。

先ほど来、竹岡議員の言われる内容ごもっともだと、そういう思いで質疑に今傾

聴しておりましたけれども、まずもって、モチベーションを高く持ち危機感を持って、スタッフ一同、市民の健康を守るために邁進しておる、これは疑う余地がないということをごここで申し述べさせていただきます。

竹岡議員も先ほどそういう実務を担当しておるスタッフの方々、ドクター、看護師、またコメディカル、そういった方々がしっかり健全な医療を提供されておることについては、もうそれに対して、議会として何か意見を言うような立場ではない。

しかしながら、実務というには少し余剰過ぎる事務職のことについて、人件費率を圧迫し、ひいては病院のキャッシュフローが下がることで、いろんな医療機材の新規購入、営繕費、そういったところに回す内部留保のお金がなくなるのは当然じゃないかと、そういったところをどういうふうにご考えておるのかということをご先ほど述べられました。

そういったことを踏まえてですね、私は1年半前に着任しました折に、その1か月前にできました病院経営強化プランというものを一度目を通させていただきました。4つの課題がありました。市民に利活用されていない、マンパワーが不足しておる、老朽化の問題、内部留保のキャッシュフローが底をつきかけている。そして、その対策として、強化プランの後ろには3つの項目がありました。

1つは、まちづくりをせよ。これは、医療・介護・福祉のみならず、そこに住む人たち全てを巻き込んでまちづくりをするネットワークをつくる中で、地域包括ケアネットワークをつくる中で、しっかりと市民に利活用していただくようなそういう体制をつくりなさいということをごうたっていました。

そして、その後にはですね、そういったまちづくり以外でいうと、もう個々の財源をどうするかという難しい話になるんですが、強化プランの中にも、まずはマンパワーをそろえ、市民に啓発活動をし収益を少なくとも上げることに注力をして、その後、老朽化またはキャッシュフローを増やすほうに取組みばいいということが書いてありましたので、私は自分のできることとして、まずは、まちづくりの中のそういう、何と申しますか、市民の方々に支えていただく病院をつくるべく、民生委員の方を通じて、また、この9月からは直接市民に啓発活動、健康講座を通じて行っております。

その結果が出たのが今年の2月以降、市立病院では3桁の病床稼働が続いております。4月から8月までは107床という、去年までだったらキャッシュフローが減

らない、黒字ができるはずのキャッシュフローが黒字化できるはずの在院日数、そして病棟——病床稼働率を達成できたんですが、先ほど、管理部長の古屋のほうから御説明させていただきましたけども、委託費、ばかにならないんです。ものすごく高くなってます。医療材料費も物すごく高くなっております。その中で診療報酬は全く伸びておりません。ですから、昨年よりは収益上がっておるんですが、人件費率も全て昨年よりは低下しておるのが現状です。

そして、この強化プランの中に51ページに書いてあるんですけども、強化プランに沿ってその進捗状況、PDCAサイクルがしっかり回っているかどうかを検証するその機関として、地域医療推進協議会が条例で設けられておって、そこで、年に1回討議をして強化プランに沿った進捗状況をしっかり検証し、状況によって、議会にそのことを報告せよというのがございました。

年1回というのは、毎年12月頃に行われておって、私はその前に去年の12月に行った後、これはいかんということで、地域包括支援センターの長も含めた新たな体制でやらないといけないということで、去年の12月9日にそういった不備の点をついて、今年6月13日には臨時的この地域を——地域医療推進協議会を立ち上げ、そして今言いましたように、2月以降の病棟の稼働率が改善してきておることもその地域医療推進協議会の席で申し添えさせていただきました。

そのことをもって、9月の議会では、今までの取組で令和6年度の決算ということでありましたけども、令和6年度に取り組んだ結果がこの2月から6月までのそういった短期間ですけども、実を結びつつあるということを述べさせていただいて、私は努めが済んだつもりでおったんですけども、その折には、やはり先ほど竹岡議員がそういった事務職が多いことによって人件費は上がっておる、もっと精査して、そういったところで儉約できるところ無駄なところを省いて、キャッシュフロー黒字化するためのそういう対策をしっかりと検証しているのかというような御意見がございましたので、昨日、実は今年も6月にやったので年1回でいいかと思っておったんですけども、地域医療推進協議会を立ち上げて、臨時といいますか、本来なら定期に行われる時期なんですけども、行いました。

そして、先ほど竹岡議員が申されたようなことをですね、私はその場で全参加者委員に申し上げました。その中身は、実務を担当している者たちは一生懸命やっておる。その中で、今後AI、デジタル化が進めば余剰の事務職の人たちをうまくそう

いった中でほかの本庁で、まちづくりの中でほかの職にうまく転用できる人がおられれば、関係人口として1人でも人口を増やしたいという中で、生首を切るというんじゃないで、今余剰であればその人たちを本庁のほうでまちづくりという視点で参画していただけるように、そういった取組をやっていただけないでしょうかということ、全てのそこに参加されておられた市の職員の方々にもお願いしたところではあります。

その結果は、来年の7月の地域医療推進協議会までに、具体的な方略を立てるために特別チームを編成して、そして、まちづくりという視点からも佃創生監からの御意見もありましたので、我々、医療を提供する側ばかりの視点じゃなくて、まちづくりをするという視点でいくと医療を享受する、そういった市民の方々の代表も入れるような特別チームをつくって、そして10年後ぐらいをめどに、市立2病院がどういう姿になればいいかというそういうデザインまで含めたまちづくり、それにのっとった医療・介護・福祉の再構築を行うためのそういった委員会を立ち上げたところではあります。

ですから、予算の中で、今の人件費率が高いというのが一番目につくところなんですけども、その人件費率が高いということは、それだけ関係人口に寄与する方々がこの医療の中にも今組み込まれて大勢働かれておられますから、その人たちに、やはり美祢市で活躍していただいてこそ少子高齢化に対応する一助にもなろうと思いますので、昨日はそういった人たちをうまく有効に利活用する中で、モチベーションを持って働きやすいような職場を提供できるようなそこまでを含めたプランを練ってくださいということを古屋管理部長以下、スタッフ一同に話したところではあります。

そして、先ほど今日、会が始まる前にですね、スタッフ、病院長、副院長、看護部長、副看護部長、それから両病院の事務長、管理部長、私も含めて、自治体の共済組合が発行している共済だより、読者が5万人ぐらいおられるそうです、県内で。その人たちに2年間請け負って、美祢市の市立病院——両市立病院がやってきた内容の総まとめの意見を共済だより載せていただくことの許可が得ましたので、来年3月4月号に出す共済だよりに向けて、我々の今の思い、この事業、病院を継続させるためにどういう思いを持って、今、幹部がそれに向かって立ち向かっているかということ、1人200字のそういう原稿もつくりまして、市長のほうには、もう手元に先ほどお渡ししまして、昨日の地域医療推進協議会の席でも、そのことは皆に

周知して、とにかくやるべきことを皆さん真剣にやった上で、なおかつ利活用が進んでない余剰人員がうまく利用されていないことが原因で、今病院という枠でいうと予算がマイナス、赤字で計上されてますけども、ぎりぎりのところで皆さん頑張っておられる、モチベーション高い職員しかいません、はっきり言いますと。ですから、うまく利用すれば、うまくそういった余剰の人を本庁のほうで利用すれば、また、市内でそれを利活用できるような場が提供できれば、私は今の弱みというのは強みに変えられるというそういうふうに思っております。

まだ、1年半で僅かな期間で令和6年度の検証については、ようやく昨日の地域医療推進協議会が最初のそういった検証の場でありましたので、私の口からようやく今の思いのたけを述べることができたのが今日であるということで、くしくも末永議員から私の発言の機会を与えていただきましたので、長くなりましたけども、今の病院事業部のトップとして、この市立2病院を市民のために絶対に潰さないというそういう気概を持って今後も取り組んでいきますので、市議会の議員の皆様方も私たちと同じ方向を向いたそういった目線で、国に対してもしっかりと地域の医療や教育、これはもう絶対にインフラとして必要なものであるということを訴えて、存続できるような手だてを国や県にさせていただけるような、そういったお願いを我々と同じ方向向いてやっていただければと思います。

ポスト、製造業の後、今は地域に人を集めるための手段としては……。

○議長（荒山光広君） 清水管理者、かなりたっていますのでまとめてください。

○病院事業管理者（清水良一君） 医療とそれから安心・安全、この両方が担保されてないと人が集まりません。ですから、市立2病院は絶対存続させないといけないという気概を持って病院事業には取り組みますので、そういう思いを皆様方に受け止めていただければと思います。

9月の議会で述べられなかったことも含めて、2回分をこの場で述べさせていただきます。時間をとりまして大変申し訳ございませんでした。議長、どうもすみませんでした。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 今、管理者のほうから非常な決意というか、我々もやはりこの医療についてはですね、同じ思いでそういう改善に向けてやらんといかんという

のは非常によく分かります。ただし、現実問題として、赤字が続いておるといこととですし、本当にこの2病院を維持するということが現実的にできるのかとかいう、そういう冷めた目で見ると必要もあろうかなと思うんですね。それで、先ほど市長のほうは、市役所のほうで、この医療についての別の検討チームですか、もう検討しておるといお話だったんですけども。

要は、清水病院管理者もおっしゃってましたけど、検討というのは必要ですが、まず工程をいつまでに結論を出すとか、そういうしっかりした工程をつくっていただいた上で検討しないと、いつまでもずるずるずるずるといことになるんじゃないかといのを危惧しますので、ぜひ、先ほどの特別委員会にしても、市内の別のところにしてもまずその工程ですね、それをしっかり、で、何をという目的、そこを明確にした上でやっていただければというふうに思います。

○議長（荒山光広君） 答弁いいですね。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第94号は、所管の委員会へ付託します。

日程第12、議案第95号行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） これ、基幹業務システムとかいろいろ難しいことを書いてある、どういう意味ですか。全然私には分かりません。

○議長（荒山光広君） どの部分ですかね。基幹……。秋枝議員。

○10番（秋枝秀稔君） 基幹業務システムに住登外者宛名番号管理機能が導入されるためとかですね、我々素人じゃあ分からんですよね、こういう書き方じゃあ。

○議長（荒山光広君） 答えられますか。柳瀬総務課長。

○総務課長（柳瀬勝美君） 御質問にお答えいたします。

住登外者宛名番号管理機能につきましては、住登外者を管理するための宛名番号と基本4情報です。氏名、性別、生年月日、住所とともに個人番号を記録することになっております。

こちらにつきまして、新たに特定個人番号の独自利用を行う事務として、このたび改正することといたしております。

以上です。

○議長（荒山光広君） いいですか。藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 先ほどの秋枝議員の質問と全く一緒なんですけど、要は住登外者、これが何を意味するかが分からないんですよ。

多分、今の説明だと海外から、何ていうか、労働者ということで来られたような方のことを言ってるんじゃないかと推察はしましたけども、これをこの住登外者というのが何かということさえ分かれば疑問は解決するはずですので、これが何かを説明をお願いいたします。

○議長（荒山光広君） 柳瀬総務課長。

○総務課長（柳瀬勝美君） 御質問にお答えいたします。

住登外者とは、市外に住所を登録しているため、本市の住民基本台帳に登録されていませんが、管理が必要な個人のことでありまして、具体的に申しますと、本市以外に住民登録をしている方が本市に不動産等を所有しているため、本市から固定資産税等を課税される方等を指しております。

これまでは、本市におきましては、それぞれのシステムにおいて、住登外者の方に番号を付しておりましたものを、このたび住登外者宛名番号管理機能で、1人の方に対して1つの番号が付されるということになります。

以上です。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第95号は、所管の委員会へ付託します。

日程第13、議案第96号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第96号は、所管の委員会へ付託します。

日程第14、議案第97号美祢市企業版ふるさと納税基金条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め……。藤井議員。

○7番（藤井敏通君） これも先ほどのと同じようなことなんですけれども、この企業版ふるさと納税の寄附金を柔軟かつ最大限に活用できるよう、翌年度以降の事業の財源として充てることも可能とするためというふうに書いてありますけれども、要は、なぜこれをすると柔軟かつというか、要は翌年以降にも財源が充てられる、すなわち今まではもう単年度しか充てられなかったということなんですか。

○議長（荒山光広君） 山田行政経営課長。

○行政経営課長（山田豊正君） 御質問にお答えいたします。

企業版ふるさと納税の寄附につきましては、入った年度のところに、各事業にご希望があった事業に充当しております、その年度を越えて翌年にその事業のほうへ基金のほうをまとめることが——基金のほうを充当することができませんでしたので、翌年度に当該年度に入った収入をさらに活用するために基金のほうで管理をして、翌年度に充当できる事業に充てるというものでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 藤井議員。

○7番（藤井敏通君） 確認ですけれども、これは法律的に単年度しかできなかったということでしょうか。その法律自体が変わったんで、じゃあ利用しやすいように、条例で次年度というか翌年度でもということなんですか。

それとも、もともとそういう法律じゃなくて、あくまでも条例で単年度であろうが翌年度であろうが、できるというところをたまたま条例で単年度にしてたんで、これはもう少し融通がきくように、翌年度もというふうに条例そのものを変えたということなんですか。

○議長（荒山光広君） 山田行政経営課長。

○行政経営課長（山田豊正君） もともと基金のほうがございましたので、企業版ふるさと納税につきましては、もう単年度処理、単年度処理で行っておったところ、基金を制定して有効活用を図るところで今回制定するものでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） いいですか。そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第97号は、所管の委員会へ付託します。

日程第15、議案第98号美祢市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第98号は、所管の委員会へ付託します。

日程第16、議案第99号美祢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第99号は、所管の委員会へ付託します。

日程第17、議案第100号美祢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第100号は、所管の委員会へ付託します。

日程第18、議案第101号美祢市保健センターの設置及び管理に関する条例の廃止についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第101号は所管の委員会へ付託します。

日程第19、議案第102号美祢市農産物加工施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。藤井議員。

○7番（藤井敏通君） ここで、指定管理者に管理の代行として行われてるってあるんですけども、どういう意味でしょうか。要するに、管理の代行としてやるっていうのがイメージがわからないので説明をお願いします。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） ただいまの御質問にお答えいたします。

この条例は、現行では指定管理者に行わせるものとするということで、具体的に申し上げますと、山口県農協が想定されておるわけですが、もうそれしかできないということになっておりますが、現在行っております加工施設の指定管理につきましては、令和7年度末をもって切れることから、現在、農協と次年度以降の指定管理について協議を行っておりますが、一部は存続が難しいということを協議の結果決まっておりますので、来年度以降につきましては、新たな指定管理者以外の者が行うか、もしくは市が直営で行うか——ができるというふうにする規定を設けたということでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） いいですか。その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第102号は、所管の委員会へ付託します。

日程第20、議案第103号美祢市火入れに関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。村田議員。

○15番（村田弘司君） 本条例に関すること、私、所管の委員会ではありませんので、この場でお伺いたします。

それと、この火入れに関する条例というのは、火入れをしたときの秋吉台の火災を防ぐための条例だろうというふうに認識しています。

現在、今、国内でも国外でも非常に火災が起こって悲惨なことが起こっておるということを頭に入れた上で伺いをするんですが、この本条例、火入れの中止という項目に関することの改正が行われたというふうに認識しています。第14条ですね、火入れの中止という項目で、強風注意報それから乾燥注意報、または火災警報が発令された場合には火入れを行ってはならないということで、現行はなっています。

これに対しまして、今回、改正条例案として出てきたものがこの第14条第1項ですね、火災警報に足して林野火災注意報、または林野火災警報が発令された場合は火入れを行ってはならないと、これ、非常に中身が濃くなってよろしいなど。過去、山焼きについては亡くなった方もいらっしゃいますので、非常にそういうふうなことを踏まえた上で厳しくされたなというふうに思ったんですけれども。

改正案に、この第14条に第3項が新たに入っております。この中ではですね、こ

ういうふうな火災警報、林野火災注意報または林野火災警報が発令された場合には火入れを行ってはならない、ならないと聞いていたんですが、にもかかわらず、前2項の規定にかかわらず、乾燥注意報及び林野火災注意報が発令された場合であっても、延焼のおそれがないと認めるときは火入れを行うことができるというふうになってます。

現行のこの条例上は、この第14条第3項はないと思うんですが、新たにこの第3項が入ってきた経緯、それと乾燥注意報、それから林野火災注意報が発令されたとき、人が判断をして、第1項である火入れを行ってはいけないという規定がありながら、人が判断をして、火入れを行うことができるということになってきますと、この判断非常に難しいんじゃないかと思います。

万が一、人がその場で判断をして火災が起こって、火入れじゃないですよ、火災起こって、巻き込まれて人が亡くなるとかいうことが起こりうることも想定できるんですが、その辺の御認識はどういうふうになっておるか。間違いなくこの新しい条例を施行することによって、秋吉台の——大事な秋吉台の火入れを万全にやることができるということでこういうふうな条例案が出てるか、ちょっとここで伺いをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 御質問にお答えいたします。

この火入れに関する条例の変更につきましては、山焼き——秋吉台の山焼きだけではございませんで、一般の方の野焼き等も該当となります。

このたびの改正案につきましては、林野火災注意報または林野火災警報、これは、後ほど後のほうで出てきますけれど、消防本部のほうで、また、107号で火災予防条例の一部改正のほうで出てまいりますけれど、今年度ありました大船渡の山林火災等を想定して新たな基準が加わったことによるものでございます。

それで、火入れに関するほうの条例でございますけれど、村田議員おっしゃられますように、現行では、注意報等が発令された場合には、山焼きも含めてできない規定になっておりますけれど、しないことが一番でございますけれど、山焼き等につきましては、議員の御発言のように、不慮の事故からマニュアル等を定めまして、安全に対する配慮をした上で、被害が起こらないということを前提でのマニュアルを作成しておりますので、マニュアルに沿って、山焼き対策本部で当日の実施の可

否が可能かどうか判断した上で実施するものでございますので、安全には配慮した上での実施ということになります。

それから山焼き以外、民間の方がやられる場合には、火入れの届出をしていただく際に、実施の体制あるいは安全に対する体制等を定めたチェックリスト等を設けて、安全に配慮がされておるかというのを確認の上で実施していただくこととなります。その上で、実施者、火入れの責任者に対しては、現在、強風注意報が出ております、林野火災注意報が出ておりますという旨はお伝えをするわけですが、その体制の中で御判断をいただくということになります。

ですから、何もかにも注意報が出るとから一切してはいけないというのではなくて、努力義務——努力——そのように努めていただきたいという思いからの条例でございますので、罰則規定等もないことからそのような書きぶりとしております。以上です。

○議長（荒山光広君） いいですか。村田議員。

○15番（村田弘司君） そうすると、現在、現状の現行の条例ですよ、このできる規定がこの第14条第3項としてないですよ。でありながら、今、部長がおっしゃられたように、いろんなマニュアルを持って今までもやってきたというふうな意味合いでおっしゃったんだろうと思うんですが、そうすると、今の条例に不足しておるといえるか、ちゃんとそのことを明文化して、新しい条例で第3項として上げたというふうに認識してよろしいですか。

○議長（荒山光広君） 市村建設農林部長。

○建設農林部長（市村祥二君） 再質問にお答えいたします。

この火入れにつきましては、行政がするものにつきましては、特に問題はなかったわけなんですけれど、山焼きにつきましては、山焼き対策協議会ということで、一応行政等は関係ない様々な組織が——で構成した対策協議会でしておりますけれど、事務局は美祢市であり、行政が県や警察、消防等の関係機関が——で構成されておりますことから、実際には問題はなかったわけでございますけれど、議員が思われるように、この現行の規定では、注意報ではしてはいけないとなっておるところでございますので、その辺の疑義が発生しないように、県——全国的に山焼き等されとるような自治体等の条例等を参考にしながら、今回、この第3項を入れまして行うことができるということで条例の改正案としたところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 村田議員。

○15番（村田弘司君） 理解できました。

条例というのは、地方自治体の法律ですよね。国が定める法律においてもいろんな不足とか不備があります。それはその都度また改めていきますんで、今回もそういうふうなものだというふうに理解してます。

結果として、火災が起こって、人身、それからいろんな施設に被害がないように取り組んでいただくようお願いをして、これで質疑を終わります。

○議長（荒山光広君） その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第103号は、所管の委員会へ付託します。

日程第21、議案第104号美祢市天然記念物大正洞景清洞観覧料徴収条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第104号は、所管の委員会へ付託します。

日程第22、議案第105号美祢市営住宅条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第105号は、所管の委員会へ付託します。

日程第23、議案第106号美祢市下水道条例等の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第106号は、所管の委員会へ付託します。

日程第24、議案第107号美祢市火災予防条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第107号は、所管の委員会へ付託します。

日程第25、議案第108号美祢市有線テレビ放送施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第108号は、所管の委員会へ付託します。

日程第26、議案第109号美祢市鳳鳴地域交流センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第109号は、所管の委員会へ付託します。

日程第27、議案第110号美祢市直売所みとうの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第110号は、所管の委員会へ付託します。

日程第28、議案第111号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第111号は、所管の委員会へ付託します。

日程第29、議案第112号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第112号は、所管の委員会へ付託します。

日程第30、議案第113号美祢市勤労福祉会館及び美祢市勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第113号は、所管の委員会へ付託します。

日程第31、議案第114号美祢市都市公園の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第114号は、所管の委員会へ付託します。

日程第32、議案第115号字の区域変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっている議案第115号は、所管の委員会へ付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午前11時50分散会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年12月2日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃